

豊中市展示会等出展支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市（以下「市」という。）が実施する「豊中市展示会等出展支援補助金（以下「補助金」という。）」に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。
(ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。)
- (2) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等

(対象者)

第3条 本補助金を申し込むことができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 市内事業者 前条で掲げる事業者に該当し、市内に本店所在地又は事業所を有し、市税を完納している者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下、「補助対象者」という。）が補助金交付申込みが行われる年度に開催される出展料10万円を超える展示会等（オンライン開催を含む）に製品、技術又

はサービス等を出展する事業とする。

2 前項の事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 広く一般に公開されない展示会等に出展する場合
- (2) 一般消費者に対するその場での販売を主な目的とした展示会等に出展する場合
- (3) 自社が開催し、又は共催する展示会等に出展する場合
- (4) 国、府又はその他の公共団体の補助金等を受ける場合

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業への出展に際し、補助対象者が主催者に支払った出展料（小間料）（消費税及び地方消費税を除く。）とする。なお、設営費や運送費、工事費、リース代、人件費等は補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1の額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額が15万円を超える場合は、前項の規定にかかるわらず補助金の額は15万円とする。
- 3 補助金の交付は、対象者1者につき1回とする。

(補助金の交付申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、指定された期間内に、市長に豊中市展示会等出展支援補助金交付申込書兼請求書（様式第1号）により、申込みしなければならない。

- 2 補助金の交付申込みについて、前項に定めるもののほか、市長が別に定めるものとする。
- 3 申込者は、複数の申込みを行うことはできない。
- 4 申込みに要した書類は返却しないものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申込みの受領後、その内容を審査し、補助金の交付が適当で

あると認められる場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該申込者に補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、交付が不適当であると認める場合は、補助金の不交付決定を行い、豊中市展示会等出展支援補助金不交付決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。
- 3 審査は非公開により行う。

(届出義務)

第9条 交付事業者が、第3条に規定する補助対象者のいずれかの要件に該当しなくなった場合は、その事実の発生後、速やかに豊中市展示会等出展支援補助金交付要件欠如届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき
- (2) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき
- (3) 第9条に規定する届出書の提出を怠ったとき
- (4) この要綱に従わないとき
- (5) その他不適当と認められる事実があったとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(調査等)

第12条 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査等を実施することとし、申込者及び交付事業者はその調査等に応じなければならない。

(協力義務)

第13条 申込者は、次の各号に掲げる事項に関して、市長から協力要請があった場合は、情報提供等に応じなければならない。

(1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要が生じた場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。

(2) その他市長が特に必要と認める事項

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。